

大牟田市都市再生推進法人の指定等に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大牟田市都市再生推進法人の指定等に関する要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定により、都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定を受けようとする者を推進法人に指定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 要綱及びこの要領における「まちづくり活動」とは、大牟田市立地適正化計画における都市機能誘導区域（都市拠点）内において、一般社団法人（公益社団法人を含む。）、一般財団法人（公益財団法人を含む。）、特定非営利活動法人（NPO法人）又はまちづくり会社（まちづくりの推進を図ることを目的として設立される公共性が高い会社をいう。）が自発的に行う都市の再生のための活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 本市の行政計画・方針と沿わない活動
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (5) その他適当でないと認められる活動

(指定の申請)

第3条 要綱第2条第2項第7号に規定する「まちづくり活動の実績を示す書類」とは、直近3年以内に行われた活動の会報やパンフレット及び議事録等をいう。

(事業の報告)

第4条 要綱第8条第1項に規定する「事業計画書」には、第2条1項に規定する団体の総会や役員会等において「事業計画」の承認等が得られたことが確認できる書面を添付すること。

2 要綱第8条第2項に規定する「事業報告書」には、第2条1項に規定する団体の総会や役員会等において「事業報告」の承認等が得られたことが確認できる書面を添付すること。

付 則

この要領は、令和8年5月15日から施行する。